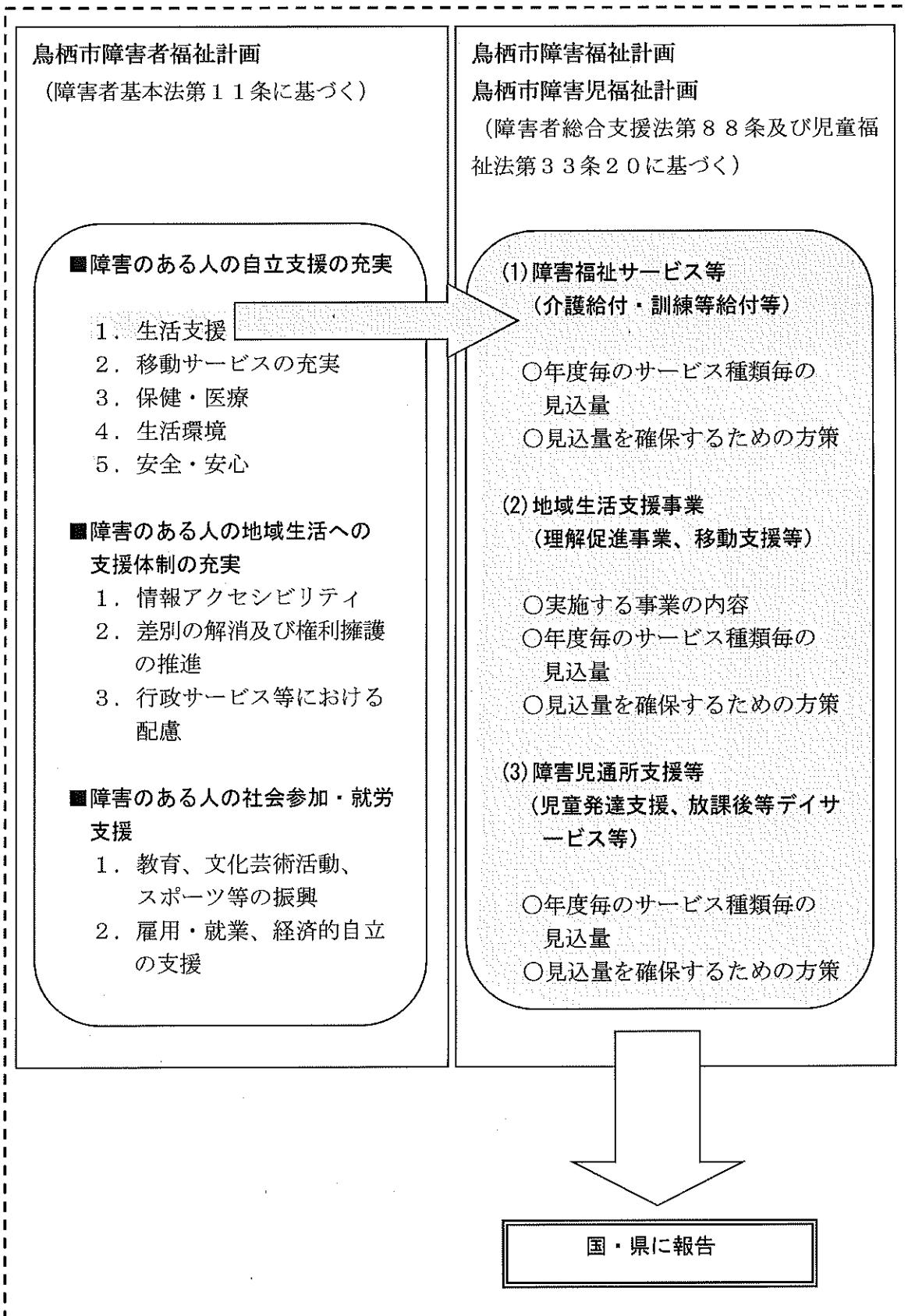


資料1

「障害者福祉計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」について

区分	障害者福祉計画	障害福祉計画・ 障害児福祉計画
概要	<p>障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するため策定する。</p> <p>★障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの</p>	<p>障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制及び等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</p> <p>★障害者福祉計画の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的位置付けも有する。</p>
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20
国の機関	内閣府 政策統括官 (共生社会政策担当)	厚生労働省 社会・援護局
国の 計画及び 基本指針	第4次障害者基本計画 (平成30年～令和4年度)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (令和3～令和5年度・3年間) 【令和2年5月19日 厚生労働省告示第213号】
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間は自治体により様々 ・久留米市のように障害福祉計画・障害児福祉計画と一体的に策定する例もあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間は3年間 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画と一体的に策定することができるとされている。

**図1 鳥栖市障害者福祉計画と
鳥栖市障害福祉計画・鳥栖市障害児福祉計画の関係**



策 定 体 制

障害者福祉推進会議

副 市 長
総 务 部 長
企 画 政 策 部 長
健 康 福 祉 み ら い 部 長
市 民 環 境 部 長
経 済 部 長
建 設 部 長
教 育 次 長

障害者福祉推進会議幹事会

意見の調整

障害者福祉計画策定委員会
障害福祉計画策定委員会

健康福祉みらい部長	
総務部	総務課長
企画政策部	総合政策課長
健康福祉 みらい部	こども育成課長 健康増進課長 スポーツ振興課長
市民環境部	市民協働推進課長
経済部	商工振興課長
建設部	建設課長 維持管理課長 都市計画課長
教育委員会 事務局	学校教育課長 生涯学習課長

事務局 社会福祉課

第4次障害者基本計画 概要

第4次障害者基本計画とは

- 【位置付け】** 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）
- 【計画期間】** 平成30（2018）年度から約5年間
- 【検討経緯】** 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画を作成

Ⅰ 運営資金（計画の実行）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限發揮して自己実現できるよう支援

Ⅱ 総務省

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（※）向上の視点を取り入れていく
 （※）アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- （※）障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

第4次障害者基本計画 概要

V 金銭の支給・受取

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 金銭の支給・受取

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時ににおける障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声による119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

V 金銭の支給・受取

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
○本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
・発達障害者等へのピアサポートの推進
○地域生活への移行の支援
・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
○障害のある子供への支援の充実
・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援

6. 保健・医療の推進
○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
・退院後の精神障害者の支援
○地域医療体制
・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実

7. 行政等における配慮の充実
○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
○アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
・行政機関の窓口での配慮
・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援
○総合的な就労支援
・雇用前・後の一貫した支援、就業・就労面面の一体的支援
・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
○多様な就業機会の確保
・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
○農業分野の就労支援
・農業分野の就労支援
9. 教育の振興
○誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
○障害のある学生の支援
・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
・障害者の各ライフステージにおける学びの支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
○障害者の芸術文化活動への参加
・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
○障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
・パラリンピック等のアスリートの育成強化
11. 国際社会での協力・連携の推進
○国際的協調の下での障害者施策の推進
○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
・障害者文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	87.2% (段差解消) (2016年度)	約100% (同左) (2020年度)
ノンステップバスの導入率 (注2)	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意識疎通支援の充実 >

指標	現状値(直近値)	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4% (NHK総合) (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キー局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8% (一般市町村) (2017年4月)	70%以上 (同左) (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87% (都道府県・政令市) (2016年度)	100% (同左) (2022年度)
地域生活支援拠点(注4)を整備している市町村又は障害福祉社団の数	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能(相談、緊急時の受入等)を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	約14.6～15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たに医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) (2017年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (～2022年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9% (指導計画) (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2% (成人) (2015年度)	40%程度 (成人)
パラリンピック競技大会における金メダル数	3個 (冬季) (2018年)	50%程度 (若年層) (2021年度)

過去最高の金メダル数
(夏季2020年、冬季2022年)

資料5

評価欄の記載について

	A	B	C
■評価(3段階)A:実施済 B:一部実施 C:検討中	76	8	0
■次期取組(3段階)A:継続 B:一部見直し C:廃止	84	0	0

項目	該当数
1. 安全・安心	9
2. 情報アクセシビリティ	7
3. 防災、防犯	7
4. 差別の解消・権利擁護	6
5. 自立した生活の支援	17
6. 保健・医療	16
7. 行政等の配慮	4
8. 雇用・就業、経済的自立	8
9. 教育の振興	6
10. 文化芸術・スポーツ	4
計	84

1. 障害のある人の自立支援の充実

(1) 生活支援

① 相談支援体制の構築

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	地域における相談支援体制の充実	障害のある人やその家族などからの様々な相談に応じる相談支援事業の充実に努め、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。また、指定相談支援事業所などの関係機関と連携を図りながら障害福祉サービスの利用に関する支援の充実に努めます。	基幹相談支援センターを平成30年4月に設置しました。指定特定相談支援事業所が8か所（令和元年度末）。鳥栖・三養基地域自立支援協議会（相談支援部会）を活用し、サービスの利用に関する支援の充実に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
2	計画相談支援の提供体制の充実	障害のある人が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用することができるよう、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の相談支援部会を活用し、相談支援に従事する相談員に対する研修を実施し、相談支援の質の向上や平準化を図ります。	鳥栖・三養基地域自立支援協議会（相談支援部会）を活用し、相談支援の質の向上や平準化を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
3	地域の連携とネットワークの強化	地域における相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などを円滑に行うため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携の強化を図ります。	鳥栖・三養基地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携の強化を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
4	成年後見制度の活用	判断能力が十分でない障害のある人が、障害福祉サービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用に努めます。	期間中に成年後見制度の市長申し立て件数はなかったが、助成制度を設立し、判断能力が十分でない障害のある方の相談を受け、対応しました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
5	ピア・サポートの充実	障害のある当事者同士やその家族が互いの悩みを共有する場や情報交換ができる交流の場の確保に努めます。	居場所づくり事業を実施し、障害のある当事者同士やその家族の交流の場の確保を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援

② 在宅サービス等の充実

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	在宅サービスの充実	居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスを実施し、在宅障害者の地域生活を支援します。 また、行動援護、同行援護、外出介護など障害のある人の移動に関するサービスについては、社会参加の機会の確保の観点から、サービス量の確保に努めます。	訪問系サービスは年々増加しております。利用者へのサービス提供体制の充実に努めました。重度訪問介護等の実績が少なかったため、一部実施としました。	一部実施	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
2	日中活動系サービスの充実	障害のある人ができるだけ身近な地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活介護事業所や就労移行・就労継続支援事業所、また、医療と常時介護を必要とする障害のある人に対して必要な支援を行う療養介護事業所などの日中活動の場の確保に努めます。	頗るサービス利用が行われています。今後も継続してサービス提供が行われるよう日中活動の場の確保に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
3	施設入所者等の地域移行の推進	グループホームの整備等を通じ、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。	地域移行がスムーズに行われるようグループホームの場の整備に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
4	地域活動支援センターの利用	障害のある人が通い、創作的活動社会参加の促進等のために、地域活動支援センターを利用し、障害のある人の地域生活・日中活動を支援します。	運営を支援するため、補助金を交付し、創作的活動、社会参加の促進を図りました。地域活動支援センターの利用者数が減っているため、一部実施としました。	一部実施	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援
5	障害者団体等の支援	障害者団体等の円滑な運営及び活動推進を図るために、市内で活動する各種障害者団体等に対し補助金を交付し、各団体の自発的な取組を支援します。	各団体に継続して補助金を交付し、団体の運営及び活動推進を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	5. 自立した生活の支援

③ 障害児支援の充実

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害児支援の提供	在宅で生活する障害のある児童に対して、障害児通所支援や短期入所事業所の確保に努め、障害児支援の充実に努めます。 また、療育機会の確保を図るために、若桶児童発達支援センター等と連携し、地域の療育支援体制を強化します。	障害児保育のニーズの対応は順調に進んでいます。市の巡回相談等を通じ、引き続き関係機関と連携を行い、地域の療育体制の確保を図りました。 療育支援体制について、強化できなかつた面があったため、一部実施としました。	一部実施	継続	社会福祉課	5.自立した生活の支援
2	障害児保育の充実	保育所において、発達に遅れのある児童を受け入れ、心身の発達を促します。 さらに、多くの保育所や幼稚園で障害のある児童の受け入れが可能となるように鳥栖市立ひかり園等で行う研修会を通じて、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。	保育所において受け入れを行い、心身の発達に繋げました。多くの保育所や幼稚園で障害のある児童の受け入れが可能となるように鳥栖市立ひかり園等で行う研修会を実施しました。	実施済	継続	こども育成課 社会福祉課	5.自立した生活の支援
3	巡回相談の実施	保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所を対象として、専門員による巡回相談を実施し、地域における療育支援体制の充実を図ります。	中原特別支援学校からの巡回相談を実施し、支援体制の充実を図りました。また、市の巡回相談を実施し、療育支援体制の充実を実施しました。	実施済	継続	社会福祉課 学校教育課	5.自立した生活の支援
4	放課後児童クラブへの障害児受入	放課後児童クラブにおいて障害のある児童の受け入れに努めます。	発達障害の診断を受けた児童は、保護者と面談し、可能な限り受け入れました。	実施済	継続	生涯学習課	5.自立した生活の支援

④ サービスの質の向上

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	サービス提供体制の確保	利用者のニーズを的確に捉え、障害福祉サービス、相談支援を提供するための体制の確保に努めます。	佐賀県と連携し、サービス提供事業所等への指導検査に協力し、適正なサービス提供の確保に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	5.自立した生活の支援

⑤ 人材の育成・確保

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	ボランティア活動への支援	市民活動を始めようとされている方が、集まったり、情報交換し、活動を行う場としてとす市民活動センターを活用します。 また、社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成講座や、中学生を対象としたボランティア体験学習を実施します。	平成21年度から、とす市民活動センターの運営費・事業費等の補助金を交付。令和元年度利用者数16,680人 社会福祉協議会を通じて、ボランティア養成講座や、中学生を対象としたボランティア体験学習を実施しました。	実施済	継続	市民協働推進課 社会福祉課	5.自立した生活の支援
2	障害者（児）支援に携わる人材の育成・確保	巡回相談支援事業において、保育所、幼稚園、小中学校の職員等に対する指導を行います。また、鳥栖・三養基地自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス事業所等の研修を行い、地域で障害者（児）支援に携わる人材の育成・確保や質の向上に努めます。	巡回相談支援事業を実施し、保育所、幼稚園などの職員に対し、適正な助言を行いました。また、自立支援協議会こども部会において、研修を行い、人材の育成や質の向上に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	5.自立した生活の支援

(2) 移動支援

① 移動サービスの充実

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	移動支援事業の周知	障害のある人の社会参加や余暇活動を促すために、移動支援事業の周知に努めます。	移動支援事業を実施し、障害のある方の社会参加や余暇活動を支援しました。	実施済	継続	社会福祉課	1.安全・安心
2	福祉有償運送サービスの事業所との連携	障害のある人の社会参加を促すため、福祉有償運送サービスの事業所との連携を図ります。	福祉有償運送事業者の紹介を行い、障害のある人の社会参加に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	1.安全・安心
3	福祉タクシー助成	重度の心身障害がある人の外出を支援するため、福祉タクシー料金の一部を助成します。	重度の心身障害のある方に対し、基本料金を助成するタクシー券の交付を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	1.安全・安心

(3) 保健・医療

① 保健・医療の充実等

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害がある18歳未満の児童が、手術等を行うことで確実な治療効果が期待できる場合に、必要な医療費を自立支援医療費として支給します。 児童福祉法に基づく全国的な公費負担医療制度であり、円滑かつ適切な実施に努めます。	対象者に対し、経済的負担の軽減を図るために医療費の一部を助成しました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療
2	自立支援医療(更生医療)の給付	身体に障害がある18歳以上の方が、手術等によって障害を軽くし、又は取り除き、あるいは、障害の進行を防ぐことが可能な場合に、必要な医療費を自立支援医療費として支給します。 障害者総合支援法に基づく全国的な公費負担医療制度であり、円滑かつ適切な実施に努めます。	対象者に対し、経済的負担の軽減を図るために医療費の一部を助成しました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療
3	自立支援医療(精神通院医療)の給付	精神障害者の通院治療に必要な医療費を、自立支援医療費として支給するため、申請を受理し、県に連絡します。 障害者総合支援法に基づく全国的な公費負担医療制度であり、実施主体である県と連携を図りながら円滑かつ適切な実施に努めます。	対象者に対し、経済的負担の軽減を図るために医療費の一部を助成しました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療
4	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳(1~2級)、療育手帳(A)所持者等を対象とした福祉医療費支給制度において、重・中度の障害のある人やその家族の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。	対象者に対し、経済的負担の軽減を図るために医療費の一部を助成しました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療

② 精神障害のある人の地域移行

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	地域相談支援の提供体制の整備	精神障害のある人が地域における生活に移行し、居宅で暮らすことができるようにするため、鳥栖・三養基地域自立支援協議会の部会を再編し、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の強化に努めます。	鳥栖・三養基地域自立支援協議会の部会を再編し、地域相談支援の提供体制の強化を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療

③ 難病に関する施策の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供	難病患者等に対し、在宅サービスや日中活動系サービスなどの障害福祉サービス等を適切に提供します。	難病患者等に対し、在宅サービスや日中活動系サービスなどの障害福祉サービス等を適切に提供しました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療

④ 障害の原因となる疾病等の予防・治療及び療育支援

ア 疾病等の予防

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	知識の普及と保健指導の実施	出産前から乳幼児期に発生する疾病について、妊娠婦とその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や保健指導を行います。	妊娠届出時及び、出産後の乳児全戸訪問や育児教室を通して、疾病予防と妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行った。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療
2	妊婦健康診査の実施	妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期発見し、必要な治療につなぐことにより安全な出産が迎えられるよう、妊娠期間中の健康診査を医療機関に委託して実施します。 また、14回の健康診査を公費負担し、受診の促進を図ります。	妊娠届出時に、妊娠1人当たり、14枚の健康診査受診票を交付し、健診の受診勧奨を行い、妊娠高血圧症候群、貧血などの異常を早期発見し、必要な治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう努めた。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療

3	母子保健訪問指導の実施	保健師・助産師等が家庭を訪問し、乳幼児の健康状態、生活環境等に応じ、必要な保健指導を行います。	保健師・助産師等が、乳児全戸訪問や養育支援訪問等を行い乳幼児の健康状態、生活環境等に応じ、必要な保健指導を行った。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療
4	未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な1歳未満の未熟児がいる家庭に対し、指定医療機関での入院養育に要する医療費（診察、薬剤、医学的処置等）や入院時の食事等の給付を行い、未熟児の健やかな成長を支援します。	子どもの医療費助成と併用することで、保護者の負担を一月当たり1,000円に抑え、未熟児の健やかな成長の支援を図りました。	実施済	継続	こども育成課	6. 保健・医療

イ 健康づくり

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	健康相談の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣の改善のために必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理を支援します。	健康診査後や希望者に健康に関する個別相談を実施しました。令和元年度は43回、2,267人に行いました。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療
2	健康診査の実施	生活習慣病予防について広く普及啓発し、健康診査受診率の向上を図るとともに、生活習慣の改善に向け、健康診査と保健指導を連続した一体的なものとして提供します。	「受けないなんでもったいない！」のチラシを全戸に配布し、普及啓発に努めました。また、健康診査を行い、生活習慣の改善に向けた保健指導を実施しました。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療

ウ 障害のある児童の早期発見・早期療育

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	乳幼児健康診査の実施	発達の遅れなどに必要な指導助言を行うため、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施し、乳幼児の健康増進を図ります。 また、健康診査において、乳幼児の発達に関する相談を行います。	1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、疾病等の早期発見、早期治療に努めました。 また、乳幼児の発達に関する相談会を定例で実施した。	実施済	継続	健康増進課	6. 保健・医療
2	家族支援・関係機関との連携の充実	障害のある児童の家族が悩みを共有し、情報交換ができる場を提供します。また、鳥栖市立ひかり園等を活用し、保育園職員の研修や保護者向けの研修会等の家族支援を行います。鳥栖・三養基地域自立支援協議会の療育システム協議会を通じ、関係機関との連携を強化します。	障害のある児童の家族が悩みを共有し、情報交換ができる場を提供しました。また、鳥栖・三養基地区自立支援協議会の療育システム協議会を通じ、関係機関との連携を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療
3	障害児支援の提供（再掲）	障害のある児童の家族が悩みを共有し、情報交換ができる場を提供します。また、鳥栖市立ひかり園等を活用し、保育園職員の研修や保護者向けの研修会等の家族支援を行います。鳥栖・三養基地域自立支援協議会の療育システム協議会を通じ、関係機関との連携を強化します。 また、療育機会の確保を図るため、若槻児童発達支援センター等と連携し、地域の療育支援体制を強化します。	障害のある児童の家族が悩みを共有し、情報交換ができる場を提供しました。また、鳥栖・三養基地区自立支援協議会の療育システム協議会を通じ、関係機関との連携を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	6. 保健・医療
4	巡回相談の実施（再掲）	保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所を対象として、専門員による巡回相談を実施し、地域における療育支援体制の充実を図ります。	中原特別支援学校からの巡回相談を実施し、支援体制の充実を図りました。	実施済	継続	学校教育課	6. 保健・医療

(4) 生活環境

① 住宅の確保

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	グループホームの整備促進	障害のある人が地域で安全・安心に生活できる住まいの場であるグループホームの整備を促進します。	グループホーム利用者は着実に増加しています。今後も地域移行を推進するため、グループホームの整備に対し、支援を行った。	実施済	継続	社会福祉課	1. 安全・安心
2	市営住宅への障害者の入居支援	市営住宅における障害者世帯の優先入居枠の確保に努めます。	障害者世帯等の優先入居を目的とした特定目的住宅を設定しており、計画期間中に4戸増加（計15戸）し、1戸入居があった。	実施済	継続	建設課	1. 安全・安心
3	障害者住宅改修に対する助成	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担軽減を図るため、手すりの取付け、床段差の解消、洋式便器等への取替えなど住宅改修に要した費用の一部を助成します。	日常生活用具の給付事業で住宅改修に要した費用の一部を助成しました。また、住民税非課税者に対して、市独自の助成を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	1. 安全・安心

② 公共交通機関のバリアフリー化の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	公共交通機関の利便性の向上	ミニバス等を活用し、公共交通機関の利便性の向上を図ります。	平成28、30年度にミニバスのルートを延伸し、利便性の向上を図った。また、令和元年度には「分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される公共交通の実現」を基本方針とした鳥栖市地域公共交通網形成計画を策定し、現在各種施策に取り組んでいる。	実施済	継続	国道・交通対策課	1. 安全・安心

③ 公共施設等のバリアフリー化の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	市有施設等の整備	市有施設のバリアフリー化について、障害者にも安全・安心に利用できるよう、必要に応じた施設整備に努めます。	市営住宅のトイレ全てを洋式化する工事が今年度中に完了予定。市有施設の改修時にバリアフリー化に取り組んでいる現状のため、一部実施としました。	一部実施	継続	建設課	1. 安全・安心

④ 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	道路環境の整備	歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等により、バリアフリー化を進めながら道路環境の改善に努めます。	道路改良の計画にあわせて、歩道の段差解消や誘導ブロック設置の検討に取り組んでいる。既存の道路すべて取り組めてはいないため、一部実施としました。	一部実施	継続	建設課	1. 安全・安心

(5) 安全・安心

① 防災対策の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	災害情報等の伝達・災害発生時の情報提供	各種災害の発生情報や避難情報などの情報提供に努めます。	緊急連絡メールや防災ラジオ、アプリやテレビなど多様なメディアを使用しての情報提供を行った。	実施済	継続	総務課 社会福祉課	3. 防災、防犯
2	防災啓発・教育	各種災害を正しく理解し、災害発生時にどうするか、事前にどう備えるかの啓発・教育に努めます。	市報やホームページにおいてハザードマップの公表等啓発に努めました。	実施済	継続	総務課	3. 防災、防犯
3	避難行動要支援者専用避難所の確保	避難行動要支援者専用の避難所を確保するとともに、必要がある場合に要請ができる福祉避難所を確保します。	福祉避難所として、3箇所確保しているが、今後の課題として、避難所の運営に課題が残っています。	一部実施	継続	総務課 社会福祉課	3. 防災、防犯
4	避難行動要支援者名簿の活用	災害時等に、障害のある人を保護するために、障害の状況や居住環境等を把握し、避難行動要支援者名簿を作成・更新を行います。	避難行動要支援者名簿を作成し、更新を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	3. 防災、防犯

5	緊急時の通報体制の整備	ひとり暮らし等の重度身体障害者の住居に緊急通報システム機器を設置し、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に通報と救助を行う体制を整備します。	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の住居に対し、緊急通報システム機器の設置を行い、緊急時における通報体制の整備を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	3. 防災、防犯
---	-------------	--	---	-----	----	-------	----------

② 防犯対策の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	緊急時の通報体制の整備(再掲)	ひとり暮らし等の重度身体障害者の住居に緊急通報システム機器を設置し、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、急病、災害等の緊急時に通報と救助を行う体制を整備します。	ひとり暮らしなどの重度身体障害者の住居に対し、緊急通報システム機器の設置を行い、緊急時における通報体制の整備を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	3. 防災、防犯

③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	消費者トラブルに関する啓発	障害のある人やその家族から消費生活に係る相談を受付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、被害者の減少に努めます。	障害がある方やその家族からの消費生活相談を受け付けるとともに、障害がある方やその家族、支援者などへ出前講座や講演会を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止に努めた。	実施済	継続	市民協働推進課 社会福祉課	3. 防災、防犯

2. 障害のある人の地域生活への支援体制の充実

(1) 情報アクセシビリティ

① 情報提供の充実等

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	市報点字化等の推進	視覚障害のある人への情報提供のため「市報とす」の点字化等に努めます。	市報とす点字版を毎月10部発行しました。また、平成29年度からは市報とす音訳版も作成。令和元年度は毎月25部発行し、より多くの視覚障害のある人への情報提供に努めました。	実施済	継続	情報政策課	2. 情報アクセシビリティ
2	ホームページによる情報提供の充実	市のホームページを活用し、障害福祉サービスなどの制度についての情報提供に努めます。	障害福祉ハンドブックの作成・福祉サービスの概要や利用について掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、情報の提供に努めた	実施済	継続	社会福祉課	2. 情報アクセシビリティ
3	関係団体への情報提供の充実	鳥栖・三養基地域自立支援協議会を通じて、障害福祉サービスなどの制度についての情報提供に努めます。	自立支援協議会を通じ、障害児福祉サービスなどの制度について情報提供を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	2. 情報アクセシビリティ

② コミュニケーション支援の充実

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	手話奉仕員・要約筆記者の派遣	聴覚障害のある人等が公的機関や医療機関等に出向く必要があるときに、意思の疎通に支障がある場合に、市が認めた個人及び団体から手話奉仕員・要約筆記者を派遣します。	手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある方のコミュニケーション支援を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	2. 情報アクセシビリティ
2	手話奉仕員の養成	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動の支援者として期待される手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	1市3町で持ち回りで手話奉仕員の養成講座を行い、手話奉仕員の養成を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	2. 情報アクセシビリティ

③ 行政情報のバリアフリー化の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	市政情報の提供等に関する配慮	障害のある人に関する情報や緊急時の情報提供について、分かりやすい伝達を心掛けます。	緊急時にはホームページのほか、市公式SNS（Twitter、Facebook）にも情報を掲載し、リアルタイムでの情報発信に努めました。	実施済	継続	情報政策課	2. 情報アクセシビリティ
2	ホームページの充実	必要な市政の情報等を容易に入手することができるよう、ホームページの充実に努めます。	視覚障害のある人などが音声読み上げソフトを利用してホームページの情報を正確に入手できるよう、画像の代替テキストの挿入や特殊文字を使用しないなど、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページコンテンツの作成に努めました。また、令和2年度からはホームページの書体をユニバーサルデザインフォント（UDフォント）に変更し、見やすい、読みやすいホームページとなるよう努めました。	実施済	継続	情報政策課	2. 情報アクセシビリティ

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

① 障害を理由とする差別の解消

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	「障害者週間」の周知	障害者週間（12月3日～9日）について、市報等を活用し、市民への周知・啓発を図ります。	障害者週間（12月3日～9日）について、市報等を活用し、市民への周知・啓発を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	4. 差別の解消・権利擁護
2	市報等を活用した啓発	市報やホームページ等を通じて、障害福祉制度の周知や難病を含む障害や障害のある人に対する市民の理解を深めていきます。	障害者理解促進事業の広報について、市報及びホームページにおいて周知を行いました。	実施済	継続	社会福祉課	4. 差別の解消・権利擁護
3	福祉教育の推進	小中学生を対象として障害に対する理解を深めるために、出前講座を行い、福祉教育の推進を図ります。	出前講座を実施し、福祉教育の推進を図りました。	実施済	継続	社会福祉課 学校教育課	4. 差別の解消・権利擁護
4	障害者アートによる啓発等	障害のある人が制作したアート作品を、多くの市民に鑑賞していただき、障害に対する理解を促すとともに、障害のある人の社会参加の推進を図ります。	障害者理解促進事業を通じ、文化芸術活動の場の提供に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	10. 文化芸術・スポーツ

② 権利擁護の推進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害者虐待防止センターの運営	鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する相談や通報を受け付け、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。また、関係機関との協力体制の整備や、支援体制の強化を図ります。	鳥栖・三養基地区障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する相談や通報を受け付け、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。また、関係機関との協力体制の整備や、支援体制の強化を図ります。	実施済	継続	社会福祉課	4. 差別の解消・権利擁護
2	成年後見制度の利用支援	身寄りがない知的障害者及び精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行います。報酬費用負担が困難な場合は、市が経費の全部又は一部を負担し、障害のある人の権利擁護を図ります。	身寄りがない知的障害者及び精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行います。報酬費用負担が困難な場合には、市が経費の全部又は一部を負担し、障害のある人の権利擁護を図ります。	一部実施	継続	社会福祉課	4. 差別の解消・権利擁護
3	「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づく障害者問題の理解・啓発の促進	「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」に基づく施策の展開により、偏見や差別などの人権問題の解決のため啓発活動の推進を図ります。	職員・市民・企業等を対象に、学習会や研修会を開催し、人権教育・啓発に努めました。	実施済	継続	生涯学習課 社会福祉課	4. 差別の解消・権利擁護

(3) 行政サービス等における配慮

① 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	職員研修の充実	市職員を対象として必要な研修を実施します。	障害者差別解消法に関する研修を実施しました。	実施済	継続	総務課 社会福祉課	7. 行政等の配慮
2	事業実施における合理的配慮の実施	事業を実施するに当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。	総合案内において聴覚障害者に対して筆談を実施した。	実施済	継続	総務課 社会福祉課	7. 行政等の配慮

② 選挙等における配慮等

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	投票所における配慮の実施	投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所への車いす配置、車いす利用者等が使いやすい低い記載台の設置など必要に応じて移動に困難を抱える障害のある人等が投票しやすい環境への配慮に努めます。	令和元年7月参議院議員通常選挙等にて簡易スロープ、車いす利用者用記載台の設置を実施しました。	実施済	継続	選挙管理委員会事務局	7. 行政等の配慮
2	選挙に関する情報の提供	視覚障害のある人が投票しやすいよう、点字による候補者名簿を各投票所に備え付けます。	令和元年7月参議院議員通常選挙等にて点字による候補者名簿の設置を実施しました。	実施済	継続	選挙管理委員会事務局	7. 行政等の配慮

3. 障害のある人の社会参加・就労支援

(1) 教育、文化芸術活動、スポーツ等の振興

① インクルーシブ教育システムの構築

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	就学・教育相談の充実	障害や発達の遅れがある児童に応じた教育を提供するために、就学相談・就学移行相談を実施しています。 各幼稚園、保育所への案内、保護者や教諭、保育士等を対象とした説明会の実施、さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談の案内をしていきます。 今後もより望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう情報提供に努め、本人及び保護者に対し適切に相談を進めています。	障害や発達の遅れがある児童に応じた教育を提供するために、年3回の鳥栖市就学相談会を実施しました。年2回の鳥栖市幼保小連絡協議会において、各幼稚園・保育所・小学校へ就学・教育相談の充実が重要であることを周知しました。さらに、小学校入学前に実施される就学時健康診断においても就学相談を実施しました。より望ましい就学や適切な教育的支援ができるよう市報等による情報提供に努め、本人及び保護者に対し適切に相談を進めました。	実施済	継続	学校教育課	9. 教育の振興
2	特別支援学級の充実	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、小中学校の特別支援学級において適切な教育を行っています。	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、校内支援委員会を核として、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、臨時支援会議を開催することで、小中学校の特別支援学級において適切な教育を行いました。	実施済	継続	学校教育課	9. 教育の振興
3	通級指導教室・ことばの教室の実施	通常学級に在籍している児童を対象とし、各教科などの授業は自分の学級で受けながら、一人ひとりのつまづきや困難の状態を改善・克服する学習を通級指導教室で行います。	特別支援教育コーディネーターを中心とし、通常学級に在籍している児童生徒を対象とし、各教科などの授業は自分の学級で受けながら、一人ひとりのつまづきや困難の状態を改善・克服する学習を通級指導教室で行いました。	実施済	継続	学校教育課	9. 教育の振興
4	巡回相談の実施(再掲)	発達障害を含む障害のある児童生徒の実態に応じて、外部の専門家を小中学校に派遣し、学校の支援体制についての指導・助言や本人、保護者を支援する巡回相談を行っており、今後も発達障害等の早期発見・早期対応のために継続して実施します。	中原特別支援学校からの巡回相談を実施し、支援体制の充実を図りました。	実施済	継続	学校教育課	9. 教育の振興

② 教育環境の整備

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	学校施設の整備	当該児童生徒の進級時に配慮した施設整備の検討に努めます。	当該児童生徒の状況に応じて、施設整備を行った。	実施済	継続	教育総務課	9. 教育の振興
2	教職員の専門性の向上	教職員が、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援ができるよう質の向上に努めます。	県教育センターで実施される関連する講座への参加や校内研修の充実により、教職員が、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた指導や支援ができるよう質の向上に努めました。	実施済	継続	学校教育課	9. 教育の振興

③ 文化芸術活動、スポーツ等の振興

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害者アートによる啓発等(再掲)	障害のある人が制作したアート作品を、多くの市民に鑑賞していただき、障害に対する理解を促すとともに、障害のある人の社会参加の推進を図ります。	障害者理解促進事業を通じ、文化芸術活動の場の提供に努めました。	実施済	継続	社会福祉課	10. 文化芸術・スポーツ
2	障害者スポーツへの参加や啓発	障害のある人のスポーツ参加や障害者スポーツに対する理解・啓発に努めます。	11月23日に市民スポーツフェスタを開催し、38名の参加がありました。	実施済	継続	スポーツ振興課 社会福祉課	10. 文化芸術・スポーツ
3	学習機会の充実	生涯学習の一環として、障害のある人に、社会福祉会館にて行う講座を通じ、学習の場を提供します。	社会福祉会館において、パソコン教室などの学習の場を提供しました。	実施済	継続	社会福祉課	10. 文化芸術・スポーツ

(2) 雇用・就業、経済的自立の支援

① 障害者雇用の促進

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	事業主等に対する障害者雇用に関する情報発信	事業所に対し、障害者雇用に関する法令・制度などの情報を提供し、障害者雇用に関する理解促進に努めます。	チラシの設置を行い、周知活動を行った	実施済	継続	社会福祉課 商工振興課	8. 雇用・就業、経済的自立

② 総合的な就労支援

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害者就労支援	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りながら情報の共有化を図り、障害のある人の就労に努めます。	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	8. 雇用・就業、経済的自立
2	県障害者就労支援室との連携強化	県障害者就労支援室など関係機関との連携を強化し、就労を含む相談支援の充実に努めます。	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	8. 雇用・就業、経済的自立

③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害者就労支援(再掲)	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りながら情報の共有化を図り、障害者雇用の創出に努めます。	県や公共職業安定所、障害者職業センターなどの関係機関と連携を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	8.雇用・就業、経済的自立

④ 福祉的就労の底上げ

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために推進方針を作成・公表することにより、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。	府内各課に対し、優先して調達できる環境づくりに努めました。また、ホームページにおいて状況を掲載しました。	実施済	継続	社会福祉課	8.雇用・就業、経済的自立

⑤ 経済的自立の支援

No	取組	計画の記載内容	計画期間中の取組・直近の実績など	評価	次期取組	所管課	障害者基本計画
1	障害年金制度の周知	市で請求の受付を行っている障害基礎年金と、年金機構で手続きを行う障害厚生年金等について、広報紙等による周知を図ります。	障害基礎年金の概要を市HPに掲載して周知を図った。 また、市報1月号に掲載している「20歳になつたら国民年金」に障害基礎年金に関する内容を追加した。(障害基礎年金部分だけであるため、一部実施としました。)	一部実施	継続	国保年金課	8.雇用・就業、経済的自立
2	公的手当の給付	特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当について、給付条件等を掲載した「障害者ハンドブック」を配布したり、市ホームページに掲載することにより、市民への周知を図ります。	手帳交付時に配布する障害者ハンドブックにおいて掲載を行ったほか、市報とすにおいて、周知を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	8.雇用・就業、経済的自立
3	心身障害者扶養共済制度の周知	心身障害者の保護者が一定の掛金を払い、保護者に万一のことがあったとき、残された障害のある人の生活安定のため、終身一定の年金を支給する県の事業である「心身障害者扶養共済制度」について「障害者ハンドブック」に掲載し、周知を図ります。	手帳交付時に配布する障害者ハンドブックに心身障害者扶養共済制度について掲載を行い、周知を図りました。	実施済	継続	社会福祉課	8.雇用・就業、経済的自立

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について	<ul style="list-style-type: none"> 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害児福祉計画」及び「障害福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度 					
2. 基本指針見直しの主なポイント	<p>地域における生活の維持及び継続の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行等 発達障害者等支援の一層の充実 障害者の社会参加を支える取組 <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者等支援体制の充実・強化等 相談支援体制の充実・強化等 障害福祉人材の確保 					
3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)	<p>① 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減 <p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新) 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減) 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準) <p>③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況 を検証、検討 					
4. 見直しの主な内容	<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新) 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新) <p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新) 保育所等訪問支援を利用する体制を各市町村で構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新) <p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 <p>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るために体制構築 					